

令和5年8月9日
九州運輸局

連絡先：

国土交通省 九州運輸局 自動車技術安全部
技術課 小宮、神宮
TEL 092-472-2539

自動車検査証の有効期間を延長します ～令和5年8月の台風6号の接近を受けて～

令和5年8月の台風6号の接近に伴い、九州運輸局鹿児島運輸支局谷山港庁舎（鹿児島県鹿児島市谷山港2-4-1）において8月9日の業務を中止しました。

このことから、当該事務所が所管している地域^{*}に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和5年8月9日の自動車について、令和5年8月10日まで自動車検査証の有効期間を延長します。

※【対象地域】

鹿児島県（奄美市、大島郡を除く）

1. 令和5年8月の台風6号の接近に伴い、九州運輸局鹿児島運輸支局谷山港庁舎においては、利用する皆様方の安全に配慮し庁舎を閉庁したところです。このため、対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車は、継続検査を受けることが困難であり、自動車検査証の有効期間が切れ、使用に支障が生じるおそれがあります。したがって、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、以下のとおり自動車検査証の有効期間を延長することとし、本日公示したのでお知らせします。

○ 対象となる自動車

対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和5年8月9日のもの

（有効期間の確認は、お手持ちの自動車検査証の赤枠欄をご覧ください。）

有効期間の満了する日	令和5年8月9日
------------	----------



○ 延長後の有効期間満了日

自動車検査証の有効期間を満了する日を、令和5年8月10日まで延長

○ 継続検査の手続き

対象となる自動車については、令和5年8月10日までに継続検査を受検すれば引き続き自動車をご使用いただけます。

なお、有効期間の伸長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

○ 自動車損害賠償責任保険（共済）の手続き（締結手続の特例措置）

継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続きが8月10日を限度として猶予されます。

詳しくは契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。

2. なお、今後の状況に応じ、有効期間の再伸長及び対象地域の拡大等を検討してまいります。

(参考1) 参照条文

道路運送車両法（昭和26年 法律第185号）（抜粋）

第61条の2 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。

2 前項の公示があつた場合には、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間は、公示の定めるところにより伸長したものとみなす。

(参考2) 鹿児島運輸支局長の公示

(参考2)

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和5年8月9日のものは、令和5年8月10日をもって満了するものとする。

記

鹿児島県（奄美市、大島郡を除く）

令和5年8月9日

九州運輸局 鹿児島運輸支局長